

金沢区社協 会員募集

社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された非営利の民間団体（社会福祉法人）です。略して「社協」（しゃきょう）といいます。

社協は地域で活動する福祉関係の団体や施設、自治会町内会などが会員となって構成される「会員組織」です。会員のみならずとの連携・協働により「誰もが安心、安全に暮らせる」「自分らしく参加できる」まちづくりを目指しています。

金沢区社協では、会員種別ごとに部会を構成、会員相互の共有課題の解決や事業推進について協議する場として分科会・委員会を設け、ふくしのまちづくりをすすめています。共同募金の配分方法等についての検討・助成金の審査等も行われており、その結果が地域に還元されています。

ぜひ貴団体・貴施設も分科会・委員会の協議に参加し金沢区の福祉活動を一層すすめるため本会の会員になっていただけませんか。

◇会費

- | | |
|------------------|------------|
| ・社会福祉事業施設 | 年間 10,000円 |
| ・障害者団体等当事者団体 | 年間 5,000円 |
| ・ボランティア団体・市民活動団体 | 年間 5,000円 |
| ・その他社会福祉関係団体 | 年間 5,000円 |

※詳しくはお問合わせください。

◇お問い合わせ先

社会福祉法人 横浜市金沢区社会福祉協議会

住 所：横浜市金沢区泥亀1-21-5 いきいきセンター金沢

TEL：045-788-6080

FAX：045-784-9011

E-mail：info@kanazawa-shakyo.jp

HP：http://www.kanazawa-shakyo.jp/

(2018.05)

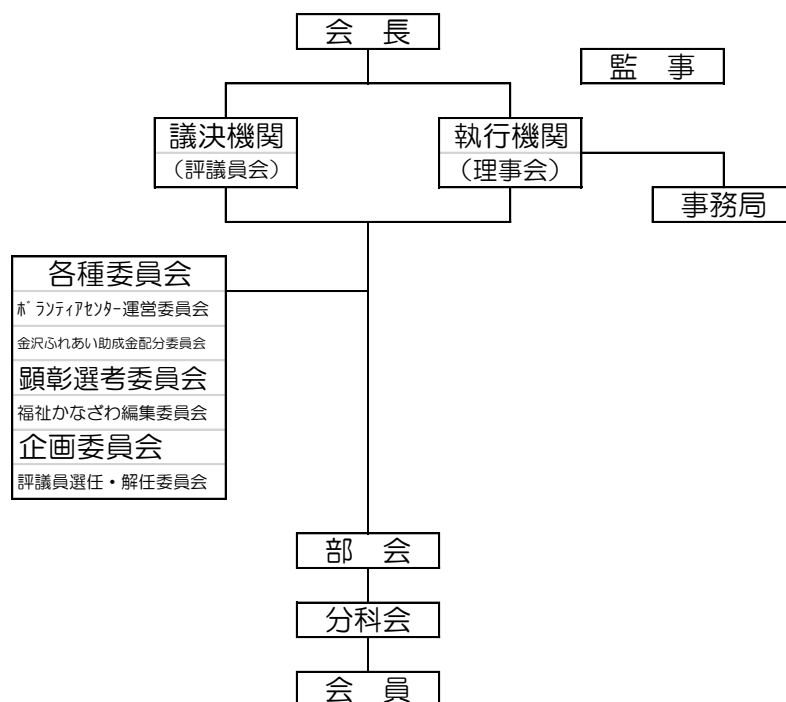
<金沢区社協の主な事業>

- 地区社会福祉協議会（地区社協）の活動支援
- ボランティアセンターの運営（需給調整、各種ボランティア講座の開催、福祉教育の推進、善意銀行の運営 など）
- 権利擁護事業（金沢区社協あんしんセンター）
 - 金沢区移動情報センター
 - 生活福祉資金貸付事業
 - ふれあい助成金
 - 金沢区福祉保健活動拠点の運営
 - 送迎サービス
 - 生活支援体制整備事業
 - 福祉の啓発
 - 福祉関係団体の事務

<会員の特典>

1. 各種情報紙・お知らせ等を通じて、様々な福祉情報を得ることができます。最新の福祉情報の収集に努め、会員の皆様に情報を提供していきます。
2. 部会・連絡会などの会員諸活動に参加し、課題の共有や金沢区社協の事業実施に直接関わることができます。
3. 提携・協働事業等を通じた活動支援・運営支援を得ることができます。
4. 理事・評議員に選出される資格があります。

<組織図>



<入会方法>

1. 入会は、団体・施設単位を原則とします。
2. 「団体名・施設単位／住所／電話番号／メールアドレス」を明記の上、FAX または E-mail で資料請求をしてください。
3. 理事会にて承認後、会費の納入方法についてご案内いたします。